65歳以上のかたへ

介護保険料の改定についてのお知らせ

～ 介護保険は安心を支えるみんなの制度です ～

65歳以上のかたの介護保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

令和６年度から令和８年度の第９期計画における介護保険料は、市民の皆さんの負担を少しでも軽減できるよう基金を約１億円充当し、第８期計画（令和３年度～令和５年度）の介護保険料から減額しました。

介護保険料は介護保険を運営するための大切な財源となります。保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

第９期基準額
月額4,500円（年額5万4,000円）
※第８期基準額　月額4,700円（年額5万6,400円）

■介護保険料算定に係る比較（第８期⇒第９期）　※数値は３か年の合算

項目	第８期事業計画（令和３年度～令和５年度）	第８期からの増減率	第９期事業計画（令和６年度～令和８年度）
第１号被保険者数	1万7,773人	約10.08％減 ⇒	1万5,981人
要支援・要介護認定者数	3,825人	約10.59％減 ⇒	3,420人
介護給付費	約53億4千万円	約12.17％減 ⇒	約46億9千万円
第１号被保険者の負担割合	23％	増減なし ⇒	23％
準備基金取り崩し額	約9,820万円	約0.003％減 ⇒	約9,790万円

■介護保険の財源

介護保険は、被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者とその家族を支える仕組みですが、介護サービス費のうち原則１割～３割を利用者が負担し、残り７割～９割を保険から給付します。保険から給付する費用の財源は国・北海道・市の負担金と保険料です。

第１号被保険者のかたの保険料はその財源の23％をまかないます。

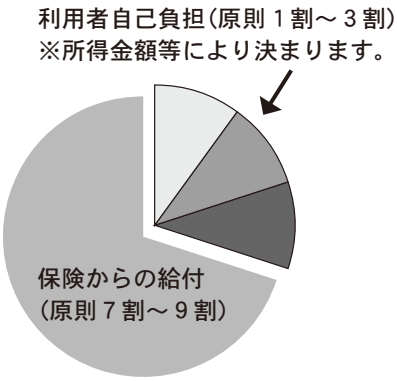

▼保険給付の内訳

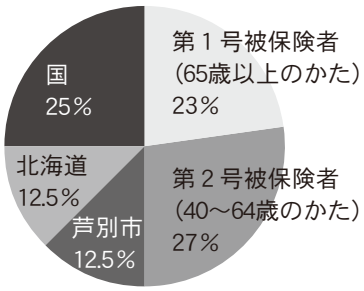

■標準段階を多段化し、低所得のかたの保険料を軽減します

介護保険料は、全国的に上昇を続けており、制度維持のためには全てのかたが確実に負担できる額にすることが必要です。

第９期介護保険事業計画における介護保険料は、今後の介護給付費の増加を見据え、１号保険者間での所得再分配機能を強化するために、標準段階を９段階から13段階へ多段階化し、標準乗率の調整を図ることとしました。

加えて、第１段階から第３段階のかたを対象とした、国の低所得者対策に伴う介護保険料の軽減強化につきましては、公費を投入し、負担軽減を図ります。

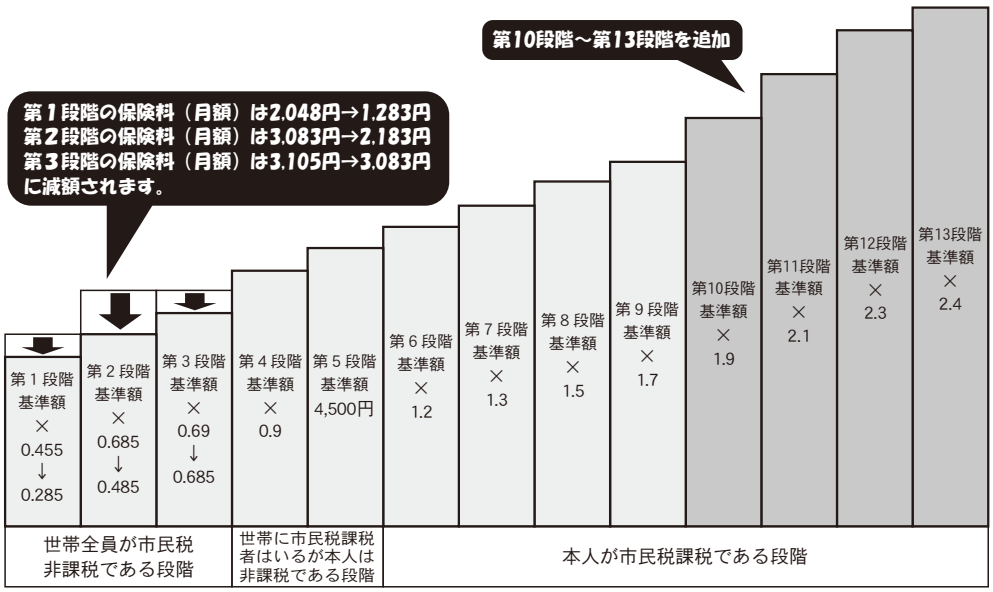

○40～64歳のかた（第２号被保険者）の保険料について

加入している医療保険の算定方法により介護保険料相当額が決定され、医療保険と一括して納めていただくこととなっています。

※詳しい算定方法は加入している医療保険者（国民健康保険、社会保険等）にお問い合わせください。

介護保険料の納め方

保険料の納付方法には①特別徴収（年金天引き）と②普通徴収の二通りがありますが、
法律により定められているため納め方を自分で選ぶことはできません。

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金などの年金を受給しています

はい

年額18万円以上です

はい

●特別徴収（年金天引き）
新たに65歳になられたかたや芦別市に転入されたかたは、半年から１年後に自動的に特別徴収に切り替わります。
※年度の途中で年金額が変更したかた等は、普通徴収に変更になる場合があります。

いいえ

いいえ

●普通徴収（口座振替、納付書）
普通徴収のかたの納付は、安心・便利で確実な口座振替がおすすめです。

介護保険料の納め忘れに注意しましょう

介護保険料を滞納していると、滞納していた期間に応じてサービスを利用した場合の給付に制限がかかります。介護が必要となったときに、安心してサービスが利用できるように保険料を納付しましょう。

納付が難しい場合などは保険料の減免制度もありますので、普通徴収のかたは納期限の７日前までに、特別徴収のかたは年金給付月の前々月の15日までにご相談ください。

１年以上滞納した場合	利用した介護サービス費用を**いったん全額支払い**、後日申請により保険給付の払い戻しを受けることとなります。
１年６か月以上滞納した場合	利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の**一部または全部が一時的に差し止め**になる措置がとられます。それでも滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料が差し引かれる場合もあります。
２年以上滞納した場合	滞納した期間に応じて、利用者負担が**１割または２割のかたは３割**に、**３割のかたは４割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。**

令和６年度介護保険料につきましては、７月上旬に通知書を送付しますので、詳しい決定金額等については通知書にて確認してください。

●問い合わせ／介護保険係☎27-7367